

「長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における倫理審査等に関する規程」
第18条に基づく審査手数料に関する申合せ

〔 令和3年6月23日
医歯薬学総合研究科運営会議 〕

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における倫理審査等に関する規程（平成17年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「倫理委員会規程」という。）第18条の規定に基づき、以下のとおり申合せ。

1) 徴収対象者

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科並びに原爆後障害医療研究所，病院，保健センター及び先端生命科学研究支援センター（以下，本研究科及び関係部局）に所属する以外の者が本研究科の倫理委員会で審査を受ける際は，審査手数料を徴収する。

ただし，研究科長が特に理由があると認めるときは，審査手数料を徴収しない。

2) 審査手数料

(1) 新規の倫理審査申請課題 1件につき 10,000 円

(2) 変更の倫理審査申請課題 1件につき 5,000 円

ただし，迅速審査等に該当する場合は審査手数料を徴収しない。

3) 徴収方法

① 申請者は，申請書類提出時に別紙「倫理審査手数料の支払経費について」を生命医科学域・研究所事務部総務課研究支援担当へ提出する。

② 総務課研究支援担当は，倫理審査終了後，議事要旨と別紙を，学術・管理課管理担当に提出。

③ 学術・管理課管理担当は，申請者から提出された別紙に基づき予算流用処理を行う。

4) その他

(1) 倫理審査の過程で，審査結果通知日から1年を超えて次の状態が放置された研究課題は棚卸しを行い，それ以後の手続きは，新規申請で取り扱う。

①委員会又は委員長確認の上承認するもの ②変更の勧告

(2) 審査手数料は，審査の過程や結果に関わらず，いっさい返納しない。

令和 年 月 日

大学院医歯薬学総合研究科長 殿

研究責任者
所 属
氏 名

印

倫理審査手数料の支払経費について

このことについて、申請課題についての支払経費等は下記のとおりですので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 研究課題名

2. 倫理審査手数料支払経費（名称及びコードを所属部局予算事務担当者に確認の上、記入してください。ご記入ください。）

	名称等	コード
財 源		
所 管		
目 的		

※支払経費は部局等運営費（大学から教員へ配分される学生経費，教育経費等）でお願いします。

予算事務担当者連絡先

所属・職名・氏名：

内線番号：

E-mail：

※ 医歯薬学総合研究科において徴収する審査手数料は、以下の表のとおりです。徴収は、倫理委員会の審査を受けた翌月に行います。

区分	審査手数料
新規申請	10,000円
変更申請	5,000円
※但し、迅速審査の場合を除く。	